

資格停止措置について

1. 資格停止措置業者

株式会社博報堂
株式会社東急エージェンシー
株式会社セイムトゥー

2. 資格停止措置の期間

令和5年3月10日から令和5年12月9日まで

3. 資格停止措置の理由

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が行ったテストイベントの計画立案業務などの入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に違反したとして、同法第74条第1項の規定に基づき、令和5年2月28日、株式会社電通グループ等6社が公正取引委員会により刑事告発され、同日、東京地方検察庁により起訴されたことは、「独立行政法人環境再生保全機構における競争契約参加停止の措置に関する達」別表の措置要件第7号（独占禁止法違反）及び第14号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

資格停止措置について

1. 資格停止措置業者

株式会社 KADOKAWA

2. 資格停止措置の期間

令和5年3月10日から令和5年12月9日まで

3. 資格停止措置の理由

株式会社 KADOKAWA の元取締役会長等が、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会元理事らに対する贈賄罪で令和4年10月4日等に起訴されたことは、「独立行政法人環境再生保全機構における競争契約参加停止の措置に関する達」の別表措置基準の措置要件6（贈賄）に準ずる行為であり、発注の契約の相手方として不相当であると認められることから、同措置要件15（その他）に該当する。

資格停止措置について

1. 資格停止措置業者

株式会社大広

2. 資格停止措置の期間

令和5年3月10日から令和5年9月9日まで

3. 資格停止措置の理由

株式会社大広の執行役員が、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会元理事らに対する贈賄罪で令和4年10月18日に起訴されたことは、「独立行政法人環境再生保全機構における競争契約参加停止の措置に関する達」の別表措置基準の措置要件6（贈賄）に準ずる行為であり、発注の契約の相手方として不相当であると認められることから、同措置要件15（その他）に該当する。